



— 中学校竣工式 —

(写真は謝辞を述べる岩間さん)

# こうなん

広報

No.163

昭和60年10月15日

10月

[10月1日現在人口] 男 5,202人 女 5,231人 計 10,433人  
世帯数 2,668

おもな内容

- 11月1日から江南町に…………… 2～3
- 町制施行に伴うおしらせ…………… 3
- 第3回定例議会…………… 4
- 長寿番付…………… 4
- 年金コーナー…………… 5
- 江南中校舎完成…………… 6

# と正式に決定



役場南の風景

十一月一日に江南町が誕生することが正式に決定しました。

すでに本村が町になることは確定的だったわけですが、九月二十五日付県報、二十六日付官報でそれぞれ告示され、正式決定となりました。

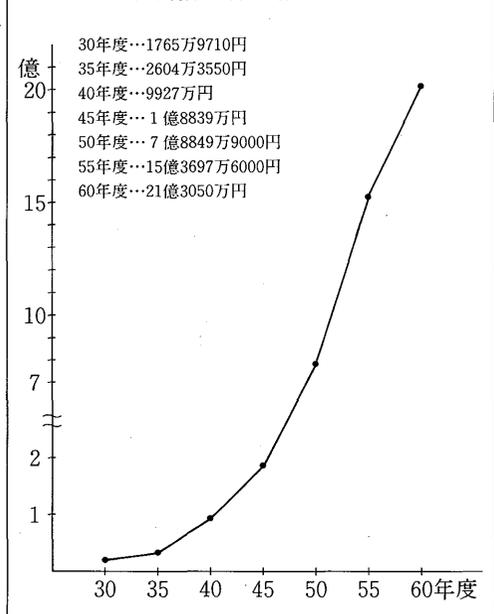
本村は、昭和三十年一月一日、旧御正村と小原村が合併し誕生、以来三十年間の成果が実ったわけです。

合併当時（昭和三十年度）の一般会計当初予算は、一千七百六十五万九千七百十円。人口八千五百

九人。それから三十年間、江南村は着実に発展し、今年度は一般会計当初予算二十一億三千五十万円、人口は五十九年に一万人を突破し、今年の九月一日現在で一万四百五人。合併当時とは比較にならないほど大きく伸びました。

村の様子もずいぶん変わっています。村産業の基盤となっている農業では、順調に土地改良事業が進み、現在では、ほ場整備がほぼ一〇〇%完了、形良く整った水田に大型機械で作業する人々の姿が当たりまえになりました。

一般会計予算の移りかわり



●自治省告示第七十六号・村を町とする処分

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八條第三項の規定により、埼玉県大里郡江南村を大里郡江南町とする旨、埼玉県知事から届出があった。右の処分は、昭和六十年十一月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和六十年九月二十六日

自治大臣 古屋 亨

●埼玉県告示第四百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八條第三項の規定により、昭和六十年十一月一日から大里郡江南村を江南町とする。

昭和六十年九月二十五日

埼玉県知事 畑 和

# 11月1日 町制施行



次代をになう元気な子どもたち

また、工業面でも、企業誘致が進み、今では三十余りの工場が進出、村民の雇用面でも、また村財政上からも大きなプラスになっています。

生活に欠かすことのできない水道は、普及率が九六%、そして道路網も、生活道路はほとんど舗装され、大変便利になりました。

また、教育・文化などの面でも目ざましい発展が見られます。

南・北中学校が統合され、江南中となつて二十六年、伝統ある木

造校舎から、このほど近代的な鉄筋コンクリート造りの校舎へ生れ変わりました。村立の幼稚園や保育所もでき、毎日子どもたちのかわいい歓声が聞こえてきます。

その他、住民のスポーツ熱の高まり、社会教育における盛り上がりは目をみはるものがあります。

このように、三十年間で江南村は大きく変ぼうし、すばらしい発展をとげました。これも村民一人ひとりの努力の結晶です。そして今また江南町となり、さらに大きな飛躍が期待されます。

## 町制施行に伴う おしらせ

### 税務課から

### ナンバープレートの交換を

町制施行に伴い、五〇cc〜一二五ccのバイク及び小型特殊自動車（農耕用）の標識（ナンバープレート）が「江南町」と表示されたものになります。交換は別表のとおり無料で行います。できるだ

- け日程表で定められた日に交換してください。
- ◎五〇cc〜一二五ccの原動機付自転車は車両を持参してください。持参できない場合は、車名、車台番号をひかえて、ナンバープレートを持参してください。
  - ◎小型特殊自動車（農耕用）はナンバープレートのみを持参してください。
  - ◎十一月七日（木）〜八日（金）は役場での交換は行いません。
  - ◎期間中に交換できない方は期間

### ナンバープレート交換日程

期 日	場 所	対 象 地 区	時 間
11月7日(木)	蘭集出荷所 (江南農協南支所東)	須賀広、野原 小江川	午前 9:00~12:00
		堀、板井、柴、 千代	午後 1:00~4:00
11月8日(金)	農業総合センター 敷地内集出荷所	成沢、三本、 上新田、押切	午前 9:00~12:00
		樋春、新田 御正	午後 1:00~4:00
11月9日(土)	江南町役場	全 地 区	午前 9:00~12:00
11月10日(日)	〃	〃	午後 1:00~4:00

終了後、役場窓口で至急交換してください。

### 住民課から

### 印鑑登録証を 交換

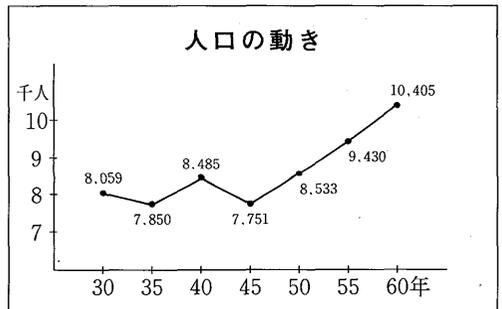
十月末日までに印鑑登録をされた方は、十一月一日から新しい印鑑登録証に変わります。

次の日程により交換しますので、現在お持ちの印鑑登録証と交換に来る方の印鑑（認印で可）を持参の上、日程期間内に交換されるようお願いいたします。

#### ■交換日程

十一月一日（金）〜十一月十七日（日）午前八時三十分〜午後五

### 人口の動き



時まで（ただし日曜日は午前九時〜午後四時）

#### ■場 所 役場・住民課窓口

#### ■注 意

- (1) 本人でなくても交換できます。
  - (2) 期間中交換できなかった方は至急住民課窓口で交換してください。
  - (3) 登録証をなくされた方は廃止届と新規の印鑑登録手続きが必要となります。
- 国民健康保険証
  - 老人医療受給者証と健康手帳
  - 乳児医療受給者証
- については、十一月一日以降、「江南村」とあるのは「江南町」と読みかえて取り扱われますので、現在お持ちのものをそのまま使用ください。

議会第三回定例会

59年度決算を認定

昭和六十年議会第三回定例会は、九月十三日から二十四日まで開かれました。提出された議案は、昭和五十九年度一般、各特別会計決算、昭和六十年補正予算、町制施行に伴う条例の整理、人事関係などで、いずれも原案どおり可決承認されました。

補正予算

○昭和六十年一般会計補正予算 ため池改修工事、農業排水路整備工事、運動公園整備工事、農山村集落排水処理管路埋設工事など二億三千四百六十二万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十三億七千四百六十三万三千円としました。

決算

○昭和五十九年度決算認定について 昭和五十九年度の一般会計、水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保険特別会計、住宅資金貸付事業特別会計の各決算が承認されました。

人事

○教育委員会委員の任命について 任期満了に伴い、次のとおり任命の同意が得られました。

●住所

江南村大字押切二五二七番地九

●氏名

船橋 広之

●生年月日

大正十三年一月二十四日

○固定資産評価審査委員会委員の選任について

任期満了に伴い次のとおり選任の同意が得られました。

●住所

江南村大字野原四三〇番地

●氏名

岡田 定一

●生年月日

昭和二年三月三日

その他

○町制施行に伴う関係条例の整理に関する条例

町制施行に伴って、現在使われている条例中の「村」とある部分が「町」に改められました。

○工事請負契約の締結について

農村総合整備モデル事業の農業集落排水処理施設工事について、次のとおり工事請負契約が締結されました。

●契約の金額

四千七百万円

●契約の相手方

ユニチカ株式会社

長寿番付発表

横綱は 斉藤志やうさん96歳



斉藤さん

江南村の長寿番付をご紹介します。最高齢者は野原にお住まいの斉藤志やうさん。十月一日現在で九十六歳、横綱となるのは三年連続です。

十月一日現在で八十八歳以上のお年寄りには別表のとおり二十四人男女別では男性四人、女性二十人と女性が圧倒的多数を占めています。 明治二十年代にどんなことが起っていたかという、明治二十二年に大日本帝国憲法発布、また、二十七年には日清戦争が起こっています。それから一世紀近くを生きてこられたみなさん、これからもお元気で。

長寿番付

10月1日現在

氏名	性別	生年月日	年齢	住所
斉藤志やう	女	明22.3.2	96	江南村大字野原1,191
坂田ます	♀	23.4.8	95	〃 押切130
関口せい	♀	25.5.1	93	〃 押切2,528
鈴木のお	♀	25.10.5	92	〃 塩93-2
秋山幹太郎	男	25.12.25	92	〃 小江川1,396
高橋 婦志	女	26.5.3	92	〃 須賀広573
福田 けい	♀	26.6.25	92	〃 成沢215
高橋嘉四郎	男	26.9.14	92	〃 須賀広285
持田 みい	女	26.10.12	91	〃 樋春332-2
福田勝次郎	男	27.1.5	91	〃 上新田253-1
馬場 こう	女	27.11.10	90	〃 樋春832
黒田 ソノ	♀	27.12.9	90	〃 小江川1,396
長谷川登美	♀	28.8.1	90	〃 三本665
飯塚徳次郎	男	28.9.21	90	〃 小江川604
福田 はな	女	28.10.6	89	〃 成沢385
新井 つや	♀	28.10.27	89	〃 上新田98
井桁 やす	♀	28.12.1	89	〃 野原461-3
馬場 志乃	♀	29.2.21	89	〃 樋春1,058
松本ヤス子	♀	29.5.10	89	〃 御正新田576
宇治川 糸く	♀	29.8.3	89	〃 板井704
吉野 もん	♀	29.10.12	88	〃 板井1,106-1
飯塚 いそ	♀	30.4.22	88	〃 小江川604
石川 てる	♀	30.9.20	88	〃 小江川1,396

# 年金

## サラリーマンの奥さんの 保険料は？

国民年金が改正され、来年四月から新しい年金制度がスタートします。

新制度では、厚生年金や船員保険の加入者に扶養されている配偶者は、国民年金への加入が任意加入から強制加入に変わりますが、保険料は、自分で納める必要はありません。

その理由は、扶養者の加入している厚生年金制度が、まとめて負担するようになるからです。

「現況届」の提出お忘れなく

保険料を自分で納める必要はありませんが、被扶養配偶者であることの確認を受けるために届出が必要で、届出については、国民年金に任意加入している方に、社会保険庁から十一月

初めて「国民年金任意加入被保険者現況届書」という届出用紙を送付します。

該当される方は、この用紙を使用

つて忘れずに、役場の年金係に届出してください。

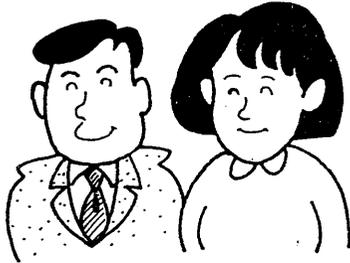
なお、現在国民年金に加入しているながら、届出用紙が送付されなかった場合でも、該当すると思われる方は、十一月以降に配偶者の年金手帳（または厚生年金被保険者証）、健康保険被保険者証、印鑑を持参のうえ、届け出てください。届出用紙は役場の年金係に用意してあります。

届出期間は、いずれの場合も昭和六十一年一月三十一日までとなっています。この届出を忘れると引き続き保険料を納めていただくこととなりますので、十分ご注意ください。

また、夫が厚生年金または船員保険に加入していても、その夫により扶養されていない方や、夫が共済組合の年金に加入している方は、今回の届出は不用です。共済組合の年金に加入している方の場合は、共済組合に基礎年金を導入するための改正法案が現在国会で審議中ですので、後ほど必要な届出をしていただくことになります。

### (第3号被保険者)

夫の厚生年金制度からまとめて拠出、市町村に届出をすれば、保険料を納めなくてよい。



国民年金

から十一月

初めて「国民年金任意加入被保険者現況届書」という届出用紙を送付します。

該当される方は、この用紙を使用

つて忘れずに、役場の年金係に届出してください。

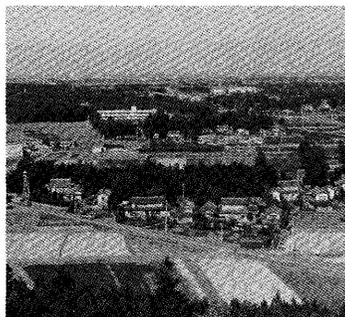
なお、現在国民年金に加入しているながら、届出用紙が送付されなかった場合でも、該当すると思われる方は、十一月以降に配偶者の年金手帳（または厚生年金被保険者証）、健康保険被保険者証、印鑑を持参のうえ、届け出てください。届出用紙は役場の年金係に用意してあります。

届出期間は、いずれの場合も昭和六十一年一月三十一日までとなっています。この届出を忘れると引き続き保険料を納めていただくこととなりますので、十分ご注意ください。

また、夫が厚生年金または船員保険に加入していても、その夫により扶養されていない方や、夫が共済組合の年金に加入している方は、今回の届出は不用です。共済組合の年金に加入している方の場合は、共済組合に基礎年金を導入するための改正法案が現在国会で審議中ですので、後ほど必要な届出をしていただくことになります。

## 住みよいまちづくり 違反建築をなくそう

十月八日から十日間は、「違反建築、違反宅造をなくして住みよいまちづくり」の運動が展開されます。



「市街化調整区域」では、原則として建物は建てられません。

▽建物を建てる場合は、幅員四メートル以上の道路に二メートル以上接していることが必要です。また、建築の際には、役場建設課へ建築確認申請書を提出するのを忘れなく。

▽宅地建物取引は、建設大臣知事の免許を受けた者を依頼しましょう。

くわしくは役場建設課、各土木事務所、建築指導課または土地行政課に。

### 行政・心配ごと相談

#### ■とき

十月二十二日、十一月二十六日  
午前九時三十分～正午

#### ■ところ

母子健康センター  
※十月は弁護士も相談に応じます。

### 自衛官募集

#### ■資格

#### ■問合せ

熊谷募集事務所

☎二二四八五五

#### ■給与等

十八歳以上二十五歳未満の者  
初任給十万一千四百円、賞与年  
三回、衣食住は無料支給または貸  
与。

#### ■その他

希望者は大学二年、定時制高校、  
等への通学、通信教育ができます。

